



参考2

国民健康保険事業費納付金等について(厚生労働省資料抜粋)



石川県観光PRマスコットキャラクター
「ひやくまんさん」

国保改革による財政支援の拡充について

- 国保の財政運営を都道府県単位化する国保改革とあわせ、毎年約3,400億円の財政支援の拡充を行う。

<2015年度（平成27年度）から実施>（約1,700億円）

- **低所得者対策の強化**
（低所得者数に応じた自治体への財政支援を拡充）

1,700億円

<2018年度（平成30年度）から実施>（約1,700億円）

- **財政調整機能の強化**
（精神疾患や子どもの被保険者数など自治体の責めによらない要因への対応）

800億円

- **保険者努力支援制度**
（医療費の適正化に向けた取組等に対する支援）

840億円
(2019年度～2022年度は
910億円)

※2022年度は予算案

- **財政リスクの分散・軽減方策**
（高額医療費への対応）

60億円

- ※ 保険料軽減制度を拡充するため、2014年度（平成26年度）より別途500億円の公費を投入
- ※ 2015～2018年度（平成27～30年度）予算において、2,000億円規模の財政安定化基金を積み立て
- ※ 保険者努力支援制度については、2020年度より、上記とは別に新規500億円（2023年度は300億円）により予防・健康づくりを強かに推進

○**財政調整機能の強化**

（財政調整交付金の実質的増額）

【800億円程度】

＜普調＞【500550億円程度】

＜暫定措置（都道府県分）＞【10050億円程度】

※制度施行時の激変緩和に活用

＜特調（都道府県分）＞【100億円程度】

・子どもの被保険者【100億円程度】

＜特調（市町村分）＞【100億円程度】

・精神疾患【70億円程度】、非自発的失業【30億円程度】

○**保険者努力支援制度**

・医療費の適正化に向けた
取組等に対する支援

【800億円程度】

＜都道府県分＞【500億円程度】

- ・医療費適正化の取組状況（都道府県平均）【200億円程度】
- ・医療費水準に着目した評価【150億円程度】
- ・各都道府県の医療費適正化等に関する取組の実施状況【150億円程度】

＜市町村分＞【000億円程度】

※別途、特調より追加

合計500億円
程度

合計
1,000億円の
インセンティブ
制度

※ 特別高額医療費共同事業への国庫補助について、60億円を確保することを想定。

※ 予算額については、予算編成過程において検討する。

※ 財政安定化基金（特例基金）の激変緩和分については、特例基金の設置期限である令和5年度までに、制度施行の激変緩和に活用すること。

納付金算定上の係数について

令和5年度の国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率の算定に用いる係数について（通知）参考資料

- 令和5年度の追加公費の予算総額については、**令和4年度と同規模を維持し、追加激変緩和も一定額を維持することとした。**
- 保険者努力支援交付金や都道府県向けの特例調整交付金（暫定措置）、特別調整交付金（追加激変緩和、子ども特調）については、確定係数の額と実際の交付額が基本的に一致するが、その他の係数については、予算編成過程で変動する可能性が高いことに留意する必要がある。
- 都道府県は、国が係数通知で示す基準の考え方を参考に、都道府県統一の算定条件を定めて都道府県が予め決定すべき係数を設定する。設定された係数及びその考え方については、市町村に示すことを基本とする。

| | | 令和3年12月 | 令和4年11月 | 令和4年12月 |
|-------------|--------------------|--|--|--|
| | | 本算定（確定係数） | 秋の試算（仮係数） | 本算定（確定係数） |
| 対象予算 | | 令和4年度予算ベース | 令和5年度予算ベース | |
| 追加公費 | | 約1,770億円 | 約1,770億円 | 約1,770億円 |
| 内 訳 | 普通調整交付金 | 約500億円 | 約550億円 | 約550億円 |
| | 暫定措置 | 約100億円 | 約50億円 | 約50億円 |
| | 特別調整交付金 | 約100億円（子ども） 約100億円（精神、非自発分） | 約100億円（子ども） 約100億円（精神、非自発分） | 約100億円（子ども） 約100億円（精神、非自発分） |
| | 保険者努力（都道府県） | 約500億円 | 約500億円 | 約500億円 |
| | 保険者努力（市町村） | 約500億円 （別途特調より約88億円） | 約500億円 （特調との配分は未定） | 約412億円 （別途特調より88億円） |
| | 特別高額医療費共同事業 | 約60億円 | 約60億円 | 約60億円 |
| その他 | | <ul style="list-style-type: none"> 前期高齢者交付金等がほぼ確定額に 保険者努力支援制度の交付見込額を提示 | <ul style="list-style-type: none"> 特調による追加激変緩和措置として確保した一定額（20億円予定）を提示 保険者努力支援制度は9月に評価を行い、交付見込額(速報値)を提示 | <ul style="list-style-type: none"> 前期高齢者交付金等がほぼ確定額に 保険者努力支援制度の交付見込額を提示 |

4段階の激変緩和措置(令和5年度)

令和5年度の国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率の算定に用いる係数について(通知) 参考資料

- 平成30年度においては、追加公費の投入(1,700億円規模)が行われるため、一般的には、平成29年度から平成30年度にかけての保険料の伸びはほぼ抑制・軽減されることとなる。
- ただし、国保の財政運営の仕組みが変わる(納付金方式の導入等)ことに伴い、一部の市町村においては、被保険者の保険料負担が上昇する可能性がある。

被保険者の保険料負担が改革の前後で急激に増加することを回避するための重層的な仕組みを用意

ア) 市町村ごとの「納付金の設定」の際の対応

- 納付金の算定にあたって、各都道府県は、市町村ごとの医療費水準や所得水準の差を、納付金にどの程度反映させるかを定めることになるが、激変が生じにくい反映方法を用いることを可能とする。

イ) 「都道府県繰入金」による対応

- 都道府県繰入金(給付費の9%相当)の活用により、市町村ごとの状況に応じたきめ細やかな激変緩和措置を講じることが可能な仕組みを設ける。

ウ) 「特例基金」による対応

- 施行当初の激変緩和の財源を確保するため、各都道府県ごとの「特例基金」を国費により設け、これを計画的に活用することが可能な仕組みを設ける。(平成30~35年度の時限措置。基金の規模は全国で300億円【6年間で活用】)

エ) 「追加激変緩和財源」による対応

- 施行当初の激変緩和財源の充実に関する地方団体からの要請を踏まえ、平成30年度から投入する1,700億円のうちの300億円を追加激変緩和財源として確保し、都道府県ごとの柔軟な活用を可能とする。(施行当初の暫定措置。令和5年度は全国で50億円【単年度で活用】)。さらに、令和4年度は、特別調整交付金による追加激変緩和措置として20億円を交付。

※ 決算補填目的等のための法定外一般会計繰入を削減したことによる変化は緩和措置の対象外

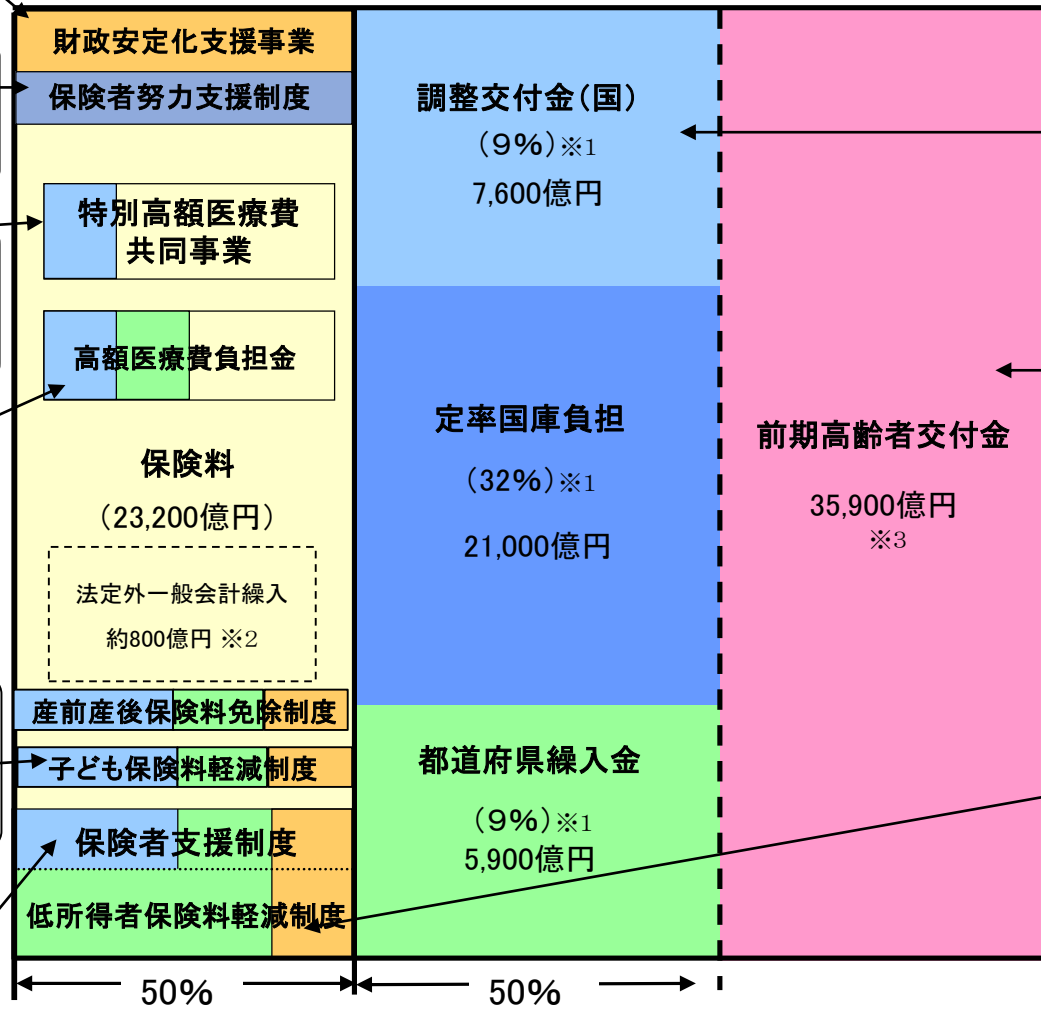
100億円
単位

令和5年度の国保財政 (令和5年度予算案ベース)

令和4年度都道府県
ブロック会議資料
一部加工

医療給付費等総額： 約105,000億円

- 市町村への地方財政措置：1,000億円
- 保険者努力支援制度**
 - 都道府県・市町村の医療費適正化、予防・健康づくり等の取組状況に応じ支援。 予算額：約1,200億円
- 特別高額医療費共同事業**
 - 著しく高額な医療費(1件420万円超)について、都道府県からの拠出金を財源に全国で費用負担を調整。国は予算の範囲内で一部を負担。 国庫補助額：60億円
- 高額医療費負担金**
 - 高額な医療費(1件80万円超)の発生による国保財政の急激な影響の緩和を図るため、国と都道府県が高額医療費の1/4ずつを負担。 事業規模：4,000億円、国庫補助額：1,000億円
- 子ども保険料軽減制度**
 - 未就学児に係る均等割保険料について保険料額の5割を公費で支援。 事業規模：80億円、国庫補助額：40億円 (国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4)
- 保険者支援制度**
 - 低所得者数に応じ、保険料額の一定割合を公費で支援。 事業規模：2,700億円、国庫補助額：1,300億円 (国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4)



- 調整交付金(国)**
 - 普通調整交付金(7%)
都道府県間の財政力の不均衡を調整するために交付。
 - 特別調整交付金(2%)
画一的な測定方法によって、措置できない都道府県・市町村の特別の事情(災害等)を考慮して交付。
- 前期高齢者交付金**
 - 国保・被用者保険の65歳から74歳の前期高齢者の偏在による保険者間の負担の不均衡を、各保険者の加入者数に応じて調整。
- 産前産後保険料免除制度**
 - 出産する被保険者に係る産前産後期間相当分の均等割保険料及び所得割保険料を公費で支援。 事業規模：4億円、国庫補助額：2億円 (国1/2、都道府県1/4、市町村1/4)
- 低所得者保険料軽減制度**
 - 低所得者の保険料軽減分を公費で支援。 事業規模：4,300億円 (都道府県 3/4、市町村 1/4)

公費負担額
44,900億円

国計： 32,300億円
都道府県計： 10,800億円
市町村計： 1,800億円

※1 それぞれ保険給付費等の9%、32%、9%の割合を基本とするが、定率国庫負担等のうち一定額について、財政調整機能を強化する観点から国の調整交付金に振りかえる等の法律上の措置がある
 ※2 令和2年度決算における決算補填等の目的の一般会計繰入の額
 ※3 退職被保険者を除いて算定した前期高齢者交付金額であり、実際の交付額とは異なる